

第3号議案

理事定数の変更に伴う定款の一部変更に関する件

現 行	改 正 案
<p>〔役員の設定〕</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理事 20名以上 30名以内</p> <p>(2) 監事 1名以上 3名以内</p>	<p>〔役員の設定〕</p> <p>第23条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) <u>理事 15名以上 30名以内</u></p> <p>(2) 監事 1名以上 3名以内</p> <p>附 則</p> <p>(省略)</p> <p><u>7 この取扱いの一部変更は、令和7年5月29日</u> <u>より施行する。</u></p>